

特定化学物質健康診断の項目とグループ分類

特定化学物質障害予防規則 別表第3による(第39条第2項関係)

特定化学物質を取扱う労働者に対しては、雇い入れ時、当該業務への配置替え時及び6ヶ月以内ごと(ベリリウム及びニッケルカルボニルを取扱う労働者に対する胸部X線直接撮影による検査は1年ごと)に1回、定期に実施する必要があります。

特定化学物質健康診断は、第1次検査と第2次検査に分かれています。第1次検査項目をグループ別に下記の表にしました。

第1次検査で有所見となり、医師が必要と認める場合には第2次検査を行わなければなりません。

健康診断項目	グループ分類																																					
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ		
調査項目	業務の経歴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	作業条件																○																	○	○	○	○	
	喫煙歴・喫煙習慣																																	○			△	
	既往歴の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自他覚症状の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
診察項目	皮膚所見の有無			○	○	○	○							○											○	○		○				○	○			○		
	鼻腔の所見の有無													○											○													
	カドミウム黄色環の有無												○																									
	肝または脾の腫大有無									○																												
検査項目	握力																																					
	血圧															○								○				○										
	肺活量				○											○																						
	胸部X線直接撮影		△		○	△			△		△				△											△	○								○			
	心電図																																				△	
	尿蛋白												○		○						○	○	○	○					○	○	○					△		
	尿糖																												○								△	
	尿中ウロビリノーゲン			○							○	○					○								○			○		○	○						△	
	尿比重																																				△	
	血清クレアチニン																																				△	
	尿潜血																					○										○				○	△	
	尿沈渣検鏡の検査	○										○																								△	△	
	マンデル酸									○													○															
	トリクロロ酢酸																						○															
	総三塩化物																							○														
	赤血球数																								○			○										
	白血球数																												○									
	GOT,GPT,γ-GPT,ALP等肝機能検査										○					○					△		○	○													△	
	血清インジウム									○																												
	血清KL-6									○																												
尿中の物質測定																																				△	△	△
尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査																																				△	△	

○印は該当するもの。△印は医師が必要と認める場合等、一定条件のもとに該当するものです。

平29・1・1～改正	1次健診	2次健診
<p>オルトートルイジン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>3 オルトートルイジンによる頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>4 頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 医師が必要と認める場合は、尿中のオルトートルイジンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査(尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>
関係通達	(オルトートルイジン) 平28・11・30 基発1130第4号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	

平29・4・1～改正	1次健診	2次健診
<p>3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>3 3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>4 上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 医師が必要と認める場合は、尿中の3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査</p>
関係通達	(MOCA) 平29・3・6 基発0306第5号 特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について	

平29・6・1～改正	1次健診	2次健診
<p>三酸化ニアンチモン（これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む）を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 業業務の経歴の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>3 三酸化ニアンチモンによるせき、たん、頭痛、嘔(おう)吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>4 せき、たん、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p> <p>5 医師が必要と認める場合は、尿中のアンチモンの量の測定又は心電図検査(尿中のアンチモンの量の測定にあっては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る)</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査</p>
<p>関係通達</p>	<p>(三酸化ニアンチモン) 平29・5・19 基発0519第6号 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の施行について</p>	